

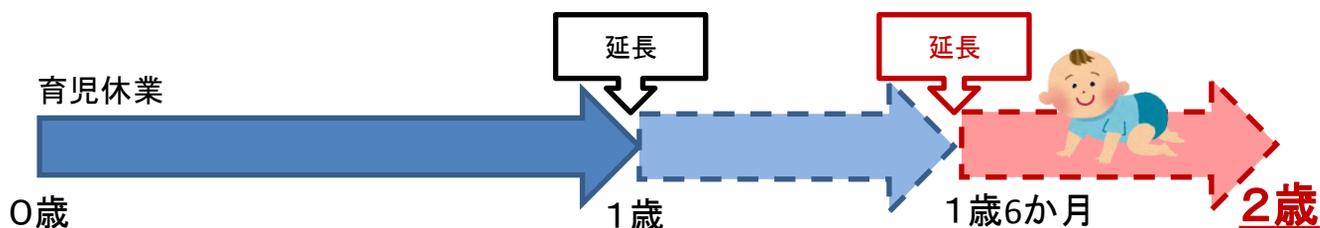
保育園などに入れない場合

2歳まで育児休業が取れるようになりました!

～ 平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタート ～

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため**育児・介護休業法が変わりました**。またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。

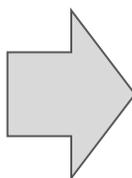
改正内容①: 最長2歳まで育児休業の再延長が可能に



- 1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。
- 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。(詳細はハローワークまで)



12月で1歳6か月までの育休が終わるのに、申し込んだけど、入れる保育園がない。どうしよう……。



比較的、保育園に入りやすい4月まで育休を取得できるようになるね。



改正内容②: 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されました。

育児休業中はね……



改正内容③: 育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されました。

(育児目的休暇の例)

配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など



就業規則の規定例や、各制度の詳細な内容については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

■厚生労働省ホームページ■

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

事業主のみなさん

29年4月1日からくるみ認定基準・認定マークが改正されました!

くるみ認定とは・・・子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）が企業に対して行う認定です。

- 認定基準は法定時間外労働等の実績に係る基準や男性育休取得率の基準等が新しくなりました。
- 新しいくるみマークは上部に最新の認定年を記載し、いつ認定を取得した企業か一目でわかるようになったほか、「子育てサポートしています」の文言が入っています。
星の数はこれまでどおり認定を受けた回数に応じて変わります。



新しいくるみマーク

育児・介護休業法、次世代法に関するお問い合わせは、
東京労働局 雇用環境・均等部 指導課(03-3512-1611)へ

※育児休業給付金については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。